

多良間村地域 循環型社会形成推進地域計画

多良間村

令和 3 年 6 月 18 日

< 目次 >

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 一般廃棄物等の処理の目標	3
3 施策の内容	4
(1) 発生抑制、再使用の推進	4
(2) 処理体制	5
(3) 処理施設の整備	7
(4) その他の施策	7
4 計画のフォローアップと事後評価	8
(1) 計画のフォローアップ	8
(2) 事後評価及び計画の見直し	8

< 添付資料 >

- 様式1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1
- 様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 2 (令和4年度)
- 様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 参考資料様式2 施設概要 (エネルギー回収施設系)
- 別添1 多良間村における現有処理施設の概要
- 別添2-1 人口の実績値と予測値、ごみ総排出量の実績値と目標値
- 別添2-2 資源化量・排出量に対する資源化量の割合の実績値と目標値、最終処分量・
排出量に対する最終処分量の割合の実績値と目標値
- 別添3 計画地域内の施設の状況
- 別添4-1 多良間村高潮浸水想定マップ
- 別添4-2 多良間村津波浸水想定マップ
- 別添5 分別区分説明資料 (ゴミの正しい分け方・出し方)

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

対象市町村名	多良間村
面積	21.91 km ²
人口	1,124人（令和3年2月末現在）

(2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

多良間村地域では、訪れる人が本地域の自然と人の豊かさに触れることのできる地域づくりを目指し、「南の海に浮かぶ沖縄の心のふるさと・ゆがふう島たらま」を将来像として美しい自然環境との調和を基本に生活環境の向上を図ることを目標としている。

本地域での産業別就業人口は、農業を中心とする第一次産業が主であり、本地域において比較的発生量の多い農業系廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進を目指す。

また、住民から排出される家庭系一般廃棄物については、住民への意識啓発、集団回収への支援、生ごみの堆肥化及びリサイクルの奨励等により、発生抑制を進めるとともに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となる品目の分別収集を行い、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。事業系一般廃棄物については、小売りの商店や宿泊施設等がその発生源であり、これらの事業所にごみの発生抑制、マイバッグ運動の積極的な推進等の協力を要請することにより、ごみの減量化を図るものとする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

ア 中間処理施設（ごみ焼却施設）

「沖縄県ごみ処理広域化計画（以下「広域化計画」という。）」における本村の目標は、今後も単独処理を継続し、広域化計画期間内（平成11～20年度）に新設焼却施設の整備が計画され、平成11～12年度に整備済みである。当面は現施設を継続使用し、必要に応じて延命化対策を行う。

イ 最終処分場

「広域化計画」における本村の目標は、広域化計画期間内（平成11～20年度）に村単独による管理型処分場整備が計画され、平成12～13年度に整備済みである。当面は現施設を継続使用し、必要に応じて延命化対策を行う。

ウ 再生利用施設

「広域化計画」における本村の目標は、広域化計画期間内（平成11～20年度）に村単独による最終処分場内のリサイクルセンター整備が計画され、平成12～13年度に整備済みである。当面は現施設を継続使用し、必要に応じて延命化対策を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

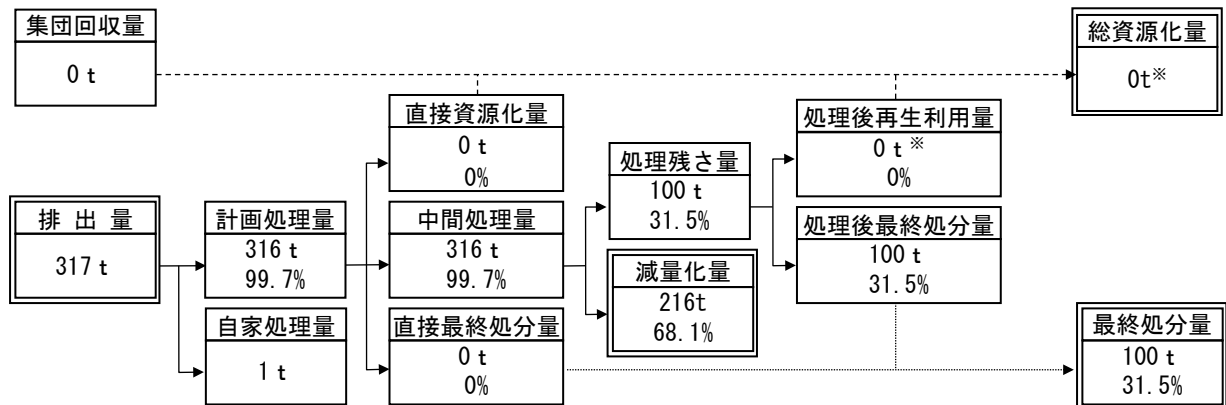
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は317トンであり、再生利用される「総資源化量」は0トン（資源化物については、令和元年度は施設内に貯留し、搬出を行っていないため、「0」としている。）、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は0％である。

中間処理による減量化量は216トンであり、排出量のおおむね7割が減量化されている。また、排出量の約32％に当たる100トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は316トン/年である。



(注) 単位未満の値を四捨五入しているため、フローの前後で合計が合わない場合がある。
*資源化物については、令和元年度は施設内に貯留し、搬出を行っていないため、「0」としている。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (令和元年度)	目標 (割合※1) (令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量※4	— トン	— トン (0.0%)
	1事業所当たりの排出量※2	— トン/事業所	— トン/事業所 (0.0%)
	生活系 総排出量※4	317 トン	306 トン (-3.5%)
	1人当たりの排出量※3	282 kg/人	265 kg/人 (-6.0%)
	合 計 事業系生活系排出量合計※4	317 トン	306 トン (-3.5%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量	0 トン (0.0%)	18 トン (5.9%)
エネルギー回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	—	—
		—	—
最終処分量	埋立最終処分量	100 トン (31.5%)	77 トン (25.2%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 一般廃棄物は、生活系と事業系を併せて収集しているため、内訳が不明であり、生活系の欄に全体の量を記載している。

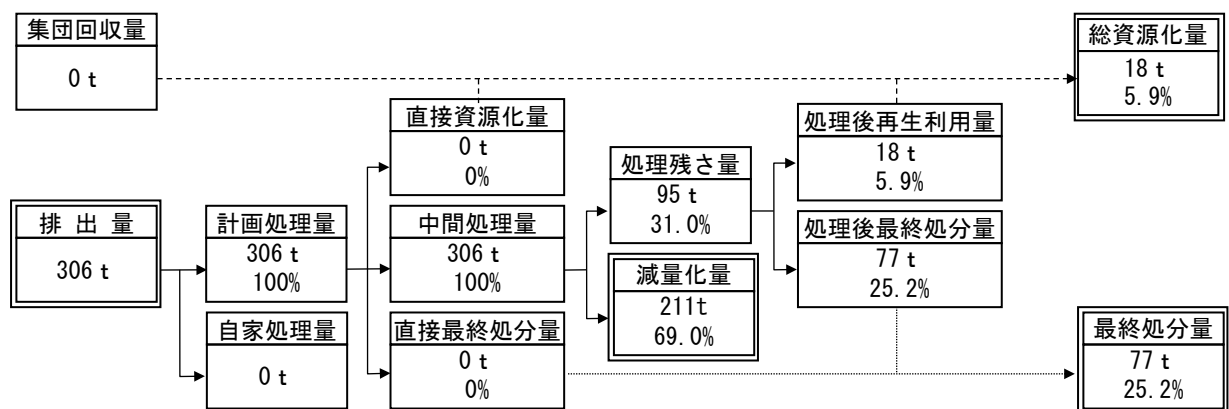
《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位: トン]



(注) 単位未満の値を四捨五入しているため、フローの前後で合計が合わない場合がある。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみの有料化

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を検討していく。

イ 環境教育、普及啓発、助成

地域の住民等の環境活動団体や環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有する環境カウンセラー等と連携しつつ、講演会の開催など、住民を対象とした環境教育や環境意識を高揚するために普及啓発を行う。

さらに、これらの環境教育、普及啓発活動に対し、助成を行うことも検討していく。

ウ マイバッグ・レジ袋対策

沖縄県では、ごみの減量と地球温暖化の防止を推進し、沖縄の豊かな自然環境を次世代に継承することを目指して、平成20年8月に「マイバック宣言」を提唱した。本村においても、沖縄県や関係機関と協力し、村内の小売店や村民への説明などを実施し、マイバック運動を推進し、レジ袋の削減に取り組んでいる。また、その周知に当たっては、ポスターやチラシ等を小売店に配布するなど、普及啓発に努めている。

エ ごみ分別の推進

ごみの分別種類は、もえるごみ、もえないごみ、そごみ及び家電リサイクル対象機器の4種分別となっている。なお、もえないごみとしている缶類、ペットボトル及び生きビンについては、種類ごとに分けて排出され、資源化を行っている。

今後は、現状では分別していない小型家電の分別収集について検討していく。

オ 生ごみの減量対策

生ごみの減量及び有効利用を図ってもらうため、地域住民に対し、各家庭で身近にできる堆肥化方法（ダンボールコンポスト等）を紹介するなど、生ごみの減量対策について普及啓発を行う。

また、村内の飲食店、宿泊事業者等に対し、食品ロスの削減や食品リサイクルの意義を説明し、食品廃棄物の減量化対策及び再生利用方法などについて普及啓発を行う。

カ 事業系一般廃棄物の減量化対策

年間一定量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、事業場における事業系一般廃棄物の減量及び適正処理について指導していく。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

多良間村の生活系ごみの分別区分および処理方法は、表2の通りである。

現状の分別区分は、もえるごみ、もえないごみ、そごみ及び家電リサイクル対象機器の4種分別を基本としている。

今後は、ごみの再資源化をさらに推進していくものとし、紙類及び生きびん類等について、分別区分の追加を検討する。

また、ごみ排出量の大きな割合を占める生ごみ等の有機性廃棄物については、各家庭等の自家処理による堆肥化を推進していく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみについても、生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行うものとする。

また、事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、事業場における事業系ごみの減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するよう推進していく。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

本村では、大型のごみ焼却施設とは別に、1時間当たりの焼却能力が49kg（メーカー仕様）の「小型焼却炉」を導入している。同施設では一般廃棄物のダンボールの焼却処理を行っているほか、産業廃棄物である農業用廃ビニール（農業用マルチ等）の焼却処理も行っており、その割合はダンボールが1割、農業用廃ビニールが9割となっている。

現状における農業用廃ビニールの焼却量は1日当たり340kg程度となっており、これらの農業用廃ビニールを排出する農家数や畜産業者の家畜頭数については、今後も大きな増減は見込まれていないことから、農業用廃ビニールの量は今後も現状と同程度の量が排出されることが見込まれる。

エ 今後の処理体制の要点

◇資源化を行う品目の追加を検討し、また、生ごみ等の有機性廃棄物の自家処理（堆肥化）を推進する。

◇事業系ごみを多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を作成させ、計画管理を行うことにより、事業系ごみの発生を抑制する。

◇産業廃棄物のうち、農業用廃ビニール等（農業用マルチ等）については、小型焼却炉により、一般廃棄物のダンボールとのあわせ焼却処理を継続する。

表2 多良間村地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和元年度)				今 後 (令和9年度)					
多 良 間 村				多 良 間 村					
分別区分		処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等			
						一次処理	二次処理		
もえるごみ		焼 却	クリーンセンターたらま	もえるごみ	焼 却	クリーンセンターたらま	(焼却灰) 多良間村一般廃棄物 最終処分場		
もえなごみ	缶 類	リサイクル	クリーンセンターたらま	もえなごみ	リサイクル	缶 類	選別・圧縮	クリーンセンターたらま	売却
	ペットボトル					選別・圧縮	クリーンセンターたらま	売却	
	生きビン類					選 別	クリーンセンターたらま	売却	
	ビン類、 危険ごみ等	埋 立	多良間村一般廃棄物 最終処分場			—			
そ大ごみ		破砕選別等	多良間村 リサイクルセンター	そ大ごみ	破砕選別等	多良間村 リサイクルセンター	(可燃分) クリーンセンターたらま (破砕残渣) 多良間村一般廃棄物 最終処分場		

※小型家電の分別収集を検討していく。

(3) 処理施設の整備

一般廃棄物の適正処分を実施するため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設 クリーンセンターたらま	ごみ焼却施設基幹的設 備改造事業（仮称）	3t/日	多良間村字仲筋 1624-2番地	R4～R5

※ 現有処理施設の概要を添付（現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等及び施設の概要について一覧表としたもの）

（整備理由）

事業番号1 既存施設の老朽化

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

村内の自治会などと一体となった普及啓発により、分別排出の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や立て看板の設置、外灯の設置などを行い、不法投棄防止を図る。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理体制整備を行っているが、今後は、災害廃棄物処理計画の策定を行い、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。

※仮置場 …… 多良間村一般廃棄物最終処分場の隣接地を候補地とする。

※最終処分場 …… 多良間村一般廃棄物最終処分場を候補地とする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

多良間村地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、沖縄県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	多良間村	(2) 地域内人口	1,124人	(3) 地域面積	21.91km ²
(4) 構成市町村等名	多良間村	(5) 地域の要件*	人口 面積 <u>沖縄</u> 離島 奄美 豪雪、山村 半島 <u>過疎</u> その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立年月日： 年 月 日設立		

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和9年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	0	0	0	0	0	0	0 (R元比0.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	生活系 総排出量(トン)	353	284	313	333	316	317	306 (R元比-3.5%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	279	225	263	282	264	282	265 (R元比-6.0%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	353	284	313	333	316	317	306 (R元比-3.5%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	総資源化量(トン)	16 (4.5%)	13 (4.6%)	3 (1.0%)	2 (0.6%)	9 (2.8%)	0 (0.0%)	18 (5.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	—	—	—	—	—	—	—
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—	—
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	120 (34.0%)	89 (31.3%)	101 (32.3%)	95 (28.5%)	95 (30.1%)	100 (31.5%)	77 (25.2%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和4年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体名 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考			
				単位	開始	終了	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度		令和 8年度		
○廃棄物処理施設基幹的設備改造に関する事業							435,600	339,524	96,076	0	0	0	392,700	332,024	60,676	0	0	0	
ごみ焼却施設基幹的設備改造事業(仮称)	1	多良間村	3t/日	R4	R5		435,600	339,524	96,076	0	0	0	392,700	332,024	60,676	0	0	0	
合 計							435,600	339,524	96,076	0	0	0	392,700	332,024	60,676	0	0	0	

※事業番号については、計画本文3(3)表3に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※実施しない事業の欄は削除して構わない。

※同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化	一般廃棄物処理の有料化を検討し、排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民意識改革を進める。	多良間村	R4	R8		ごみ有料化の検討					
	12	環境教育、普及啓発、助成	住民を対象とした環境教育、普及啓発に係る広報等を実施しており、引き続き行う。また、これらの活動に対し、助成を検討する。	多良間村	R4	R8		環境教育、普及啓発、助成					
	13	マイバッグ・レジ袋対策	県や関係機関と協力し、マイバッグ運動を推進し、レジ袋削減に取り組んでおり、今後も引き続き取り組む。	多良間村	R4	R8		マイバッグ・レジ袋対策					
	14	ごみ分別の推進	小型家電の分別排出を検討し、資源化を推進する。	多良間村	R4	R8		ごみ分別の推進					
	15	生ごみの減量対策	住民に対し各家庭でできる堆肥化方法の普及啓発、事業者に対し食品ロスの削減等の普及啓発を行う。	多良間村	R4	R8		生ごみの減量対策					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	事業系一般廃棄物の減量化対策(排出事業者の処理計画策定)	多量排出事業者に、減量、処理に関する計画を策定させ、一般廃棄物の減量化の推進を図る。	多良間村	R4	R8		事業系一般廃棄物の減量化の推進					
処理施設の整備に関するもの	1	ごみ焼却施設基幹的設備改造事業(仮称)	現有施設が老朽化していることから、当初の計画能力まで回復させ、可燃性廃棄物の適正処理、安定処理を行う。	多良間村	R4	R5	○	基幹的整備改造工事					
その他	41	廃家電・使用済小型家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発を行う。	多良間村	R4	R8		家電リサイクル法等の普及啓発					
	42	不法投棄対策	不法投棄頻出箇所のパトロール、看板、外灯等の設置を実施しており、引き続き行う。	多良間村	R4	R8		パトロールの実施、看板、外灯等の設置					
	43	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物の広域処理体制の構築に向けた検討等を行う。	多良間村	R4	R8		災害廃棄物処理計画の策定、処理体制構築に向けた検討					

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表3に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 沖縄県

(1) 事業主体名	多良間村
(2) 施設名称	クリーンセンターたらま
(3) 工期	令和4年度～令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 3t/日 (3t/日×1炉)
(5) 形式及び処理方式	機械化バッチ燃焼式、ストーカ式焼却方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ (無) 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) ・ (無)
(7) 地域計画内の役割 ※1	可燃性ごみの適正処理
(8) 焼却施設解体 工事の有無	有 (無)

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 事業計画額	435,600千円
------------	-----------

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

多良間村における現有処理施設の概要

現有施設名称 (所在地)	種類 (処理能力等)	処理する廃棄物	竣工年月
クリーンセンターたらま (多良間村字仲筋 1624-2 番地)	ごみ焼却施設 (3t/日)	可燃ごみ、直接搬入ごみ	平成 12 年 5 月
	不燃物処理設備 (1t/日)	缶類、ガラス類、ペットボトル類	
小型焼却炉 (多良間村字仲筋 1624-2 番地)	ごみ焼却施設 (49kg/h)	可燃ごみ中のダンボールの一部、農業用廃ビニール (農業用マルチ等)	令和 2 年 9 月
多良間村リサイクルセンター (多良間村字仲筋 1624-2 番地)	再生利用施設 (1t/日)	不燃ごみ、粗大ごみ	平成 14 年 3 月
多良間村ストックヤード (多良間村字仲筋 1624-2 番地)	再生利用施設 (面積: 234m ²)	資源ごみ (金属類、ペットボトル)	平成 14 年 3 月
多良間村一般廃棄物最終処分場 (多良間村字仲筋 1624-2 番地)	最終処分場 (埋立容積: 10,000m ³)	焼却残渣 (主灰、飛灰)、不燃残渣	平成 14 年 6 月
多良間村し尿処理施設 (多良間村字仲筋 1624-2 番地)	し尿処理施設 (3kL/日)	し尿、浄化槽汚泥	昭和 58 年 3 月

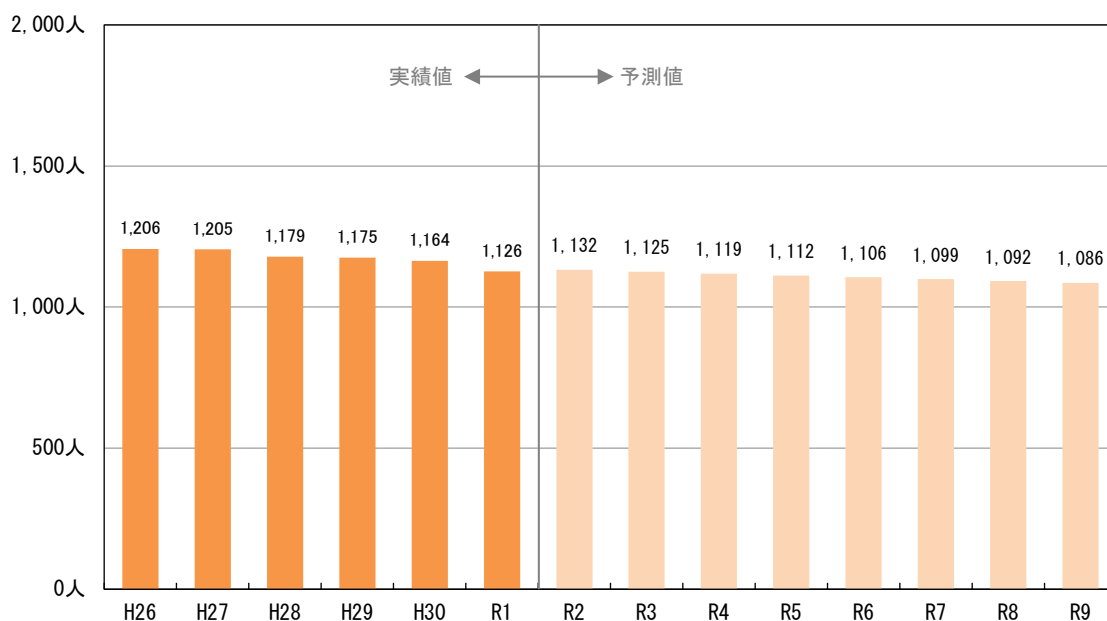
《災害対策の概要》

上記各施設は、別添 4-1 に示す高潮の浸水想定域には立地していないものの、別添 4-2 に示す最大クラスの津波の浸水想定において 5.0m 以上 10.0m 未満の浸水が想定される地域に立地している。

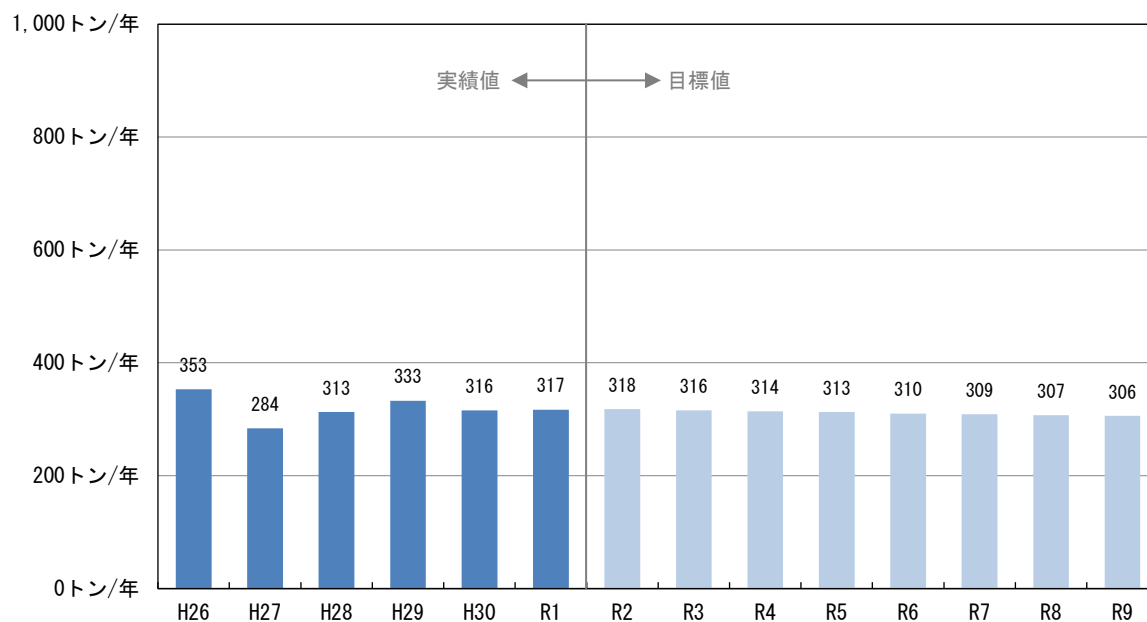
各施設の主要な設備・建物については耐震化への対応は実施済みであり、また、主要な設備は建屋内に収納され、津波被災時には一定程度の被害を抑制できるものと判断し、耐用期間は当該施設を使用していくものとする。

なお、将来的には浸水被害を受けにくいと想定されている内陸部等への施設整備を検討していくものとする。

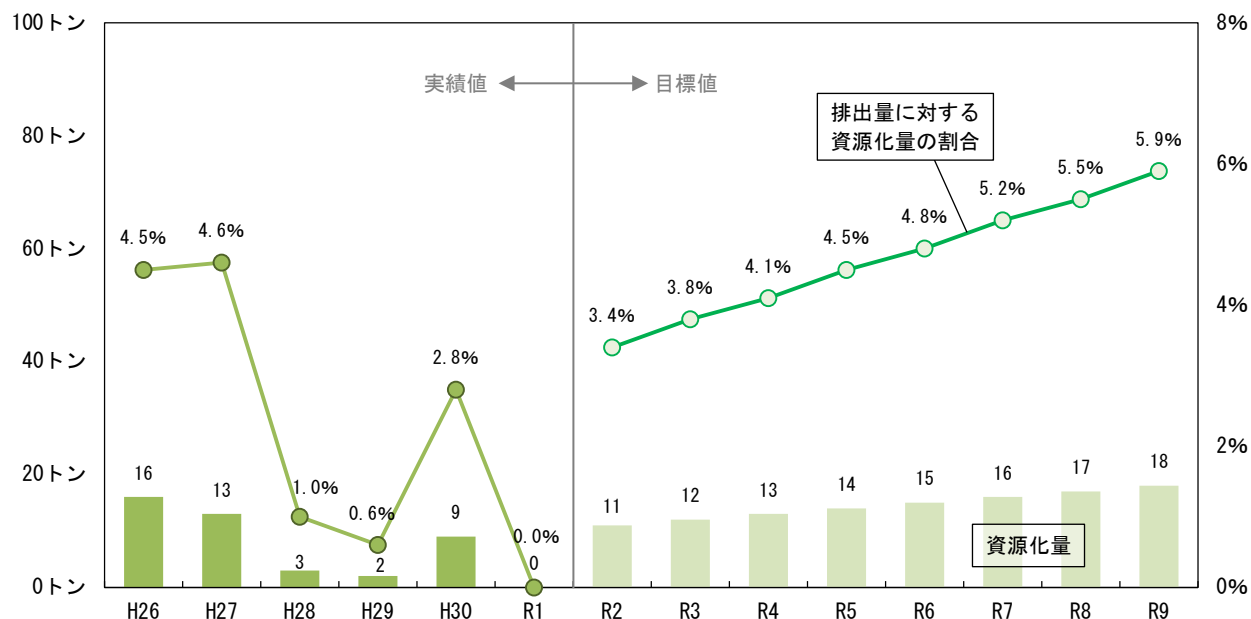
人口の実績値と予測値



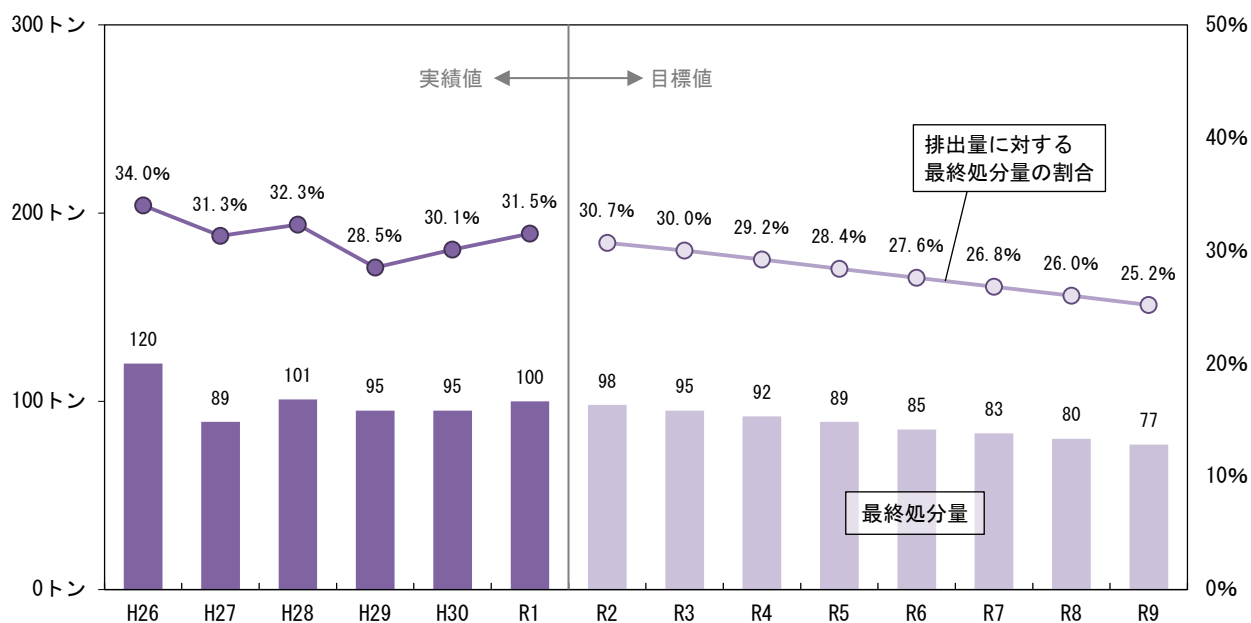
ごみ総排出量の実績値と目標値



資源化量・排出量に対する資源化量の割合の実績値と目標値



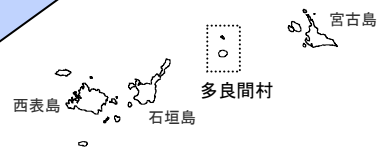
最終処分量・排出量に対する最終処分量の割合の実績値と目標値



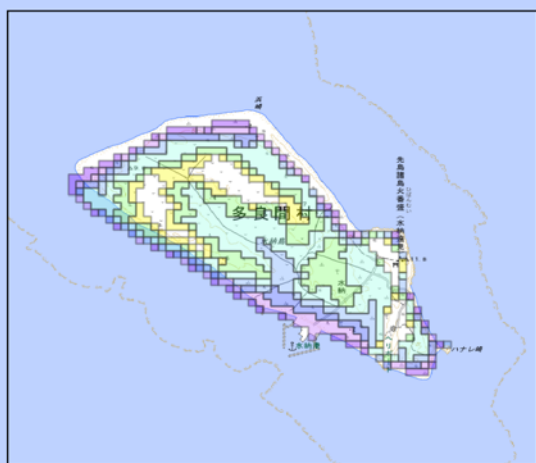
計画地域内の施設の状況



- クリーンセンターたらま (ごみ焼却施設)
- 小型焼却炉
- 多良間村リサイクルセンター
- 多良間村ストックヤード
- 多良間村一般廃棄物最終処分場
- 多良間村し尿処理施設



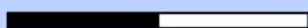
多良間村高潮浸水想定マップ



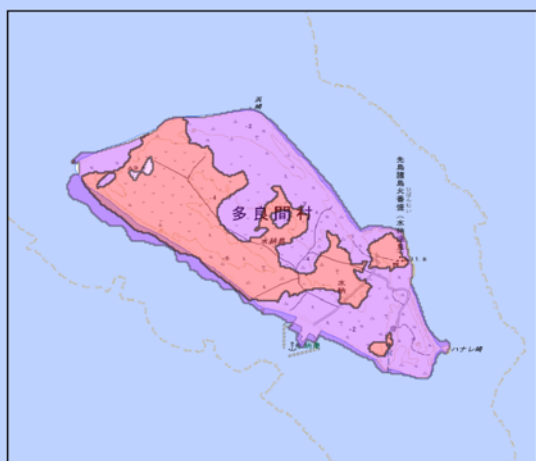
クリーンセンターたらま(ごみ焼却施設)
小型焼却炉
多良間村リサイクルセンター
多良間村ストックヤード
多良間村一般廃棄物最終処分場
多良間村し尿処理施設



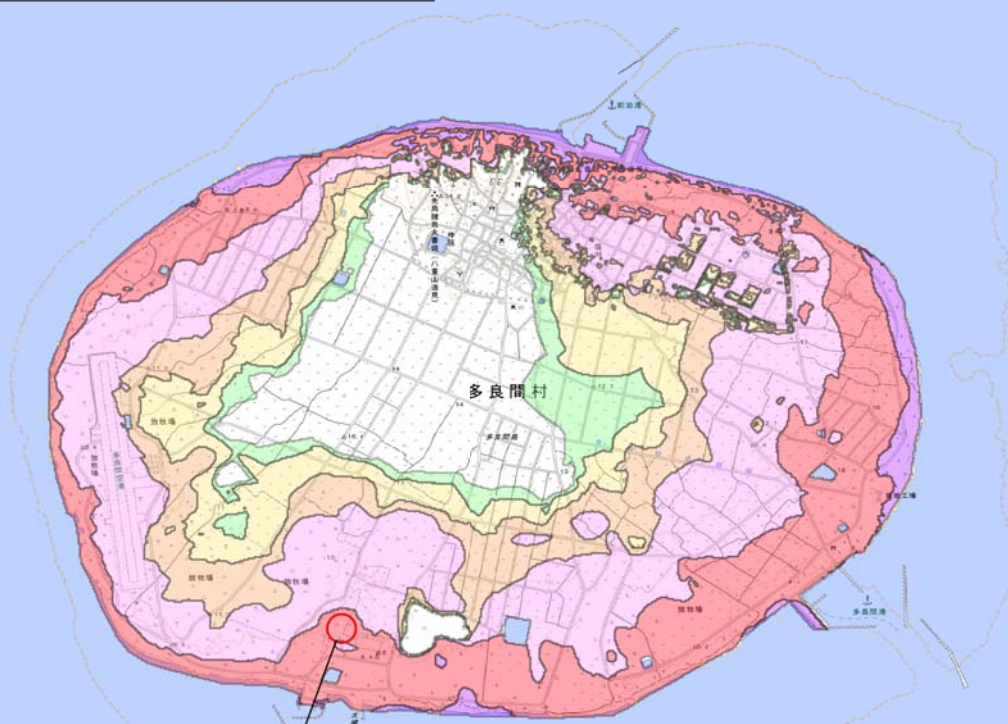
0 1,000 2,000 m



多良間村津波浸水想定マップ



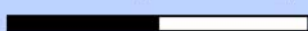
0.01m以上0.3m未満
0.3m以上1.0m未満
1.0m以上2.0m未満
2.0m以上5.0m未満
5.0m以上10.0m未満
10.0m以上20.0m未満
20.0m以上



クリーンセンターたらま(ごみ焼却施設)
 小型焼却炉
 多良間村リサイクルセンター
 多良間村ストックヤード
 多良間村一般廃棄物最終処分場
 多良間村し尿処理施設



0 1,000 2,000 m



4種分別

ゴミの正しい分け方・出し方

ごみは収集日を守り、決められた場所に出して下さい。

マナーを守りましょう

- ゴミは、収集日の朝8時30分までに出して下さい。
※なお、団地にお住まいの方は決められた場所に出して下さい。
- ゴミは収集日以外には絶対に出さないこと。
- ゴミは、ちゃんと分別してから出すこと。
- ゴミの不法投棄は絶対にしないこと。

もえるごみ 月 水 金

生ごみ類
魚の骨、鶏の骨、肉、野菜のくず

紙おむつ

紙クズ類
紙、紙のくず

古着・ポロ切れ
服、布切れ

食用油
凝固剤で固めたり、ポロ布等にしみ込ませる。

ビニールポリ袋等

トレー・パック類 発砲スチロール

皮革製品
革製品、靴

角材・木の幹等・木の枝・草類
50cm以内

木製家具類
50cm以内にこわして束ねて出す

新聞紙・チラシ類・段ボール類・本・雑誌
※雨の日は出さない。

もえないごみ 水 午後回収

種類ごとに分けて、透明・半透明袋に入れて下さい。

缶類
スチール、アルミ

ペットボトル
フタとラベルははずして燃えるゴミに。

ビン類・陶磁器類

- びん・ペットボトルは、ふたを必ず取ること(ふたがついているものは回収しません。)
- 中を水洗いしてから出すこと。(びん・缶・PET)
- 中の異物は必ず取り除くこと。(びん・缶・PET)

危険ごみ

割れガラス

蛍光灯

刃物類

カミソリ

ライター

乾電池

ガスボンベ・スプレー缶
穴をあけてガスを抜いてから出すこと。火気に注意!

- ガスボンベは必ず穴を開けて出す。
- 割れたガラス・刃物類は新聞紙等で包み、「きけん」と書くこと。

そだごみ

そだごみは各自でクリーンセンターへ搬入して下さい。それまでは、各家庭で保管して下さい。

タンス、机などの家具類

ふとん、毛布などの寝具類

たたみ

じゅうたん、カーペット

家電リサイクル対象機器

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機などの電化製品は販売店に引き取ってもらいましょう。(家電リサイクル法により有料)

各家庭で話し合って、みんなでごみ環境をよくしよう

⚠️ 分別されていないゴミは収集しません。

村が収集しないゴミ

- 店舗、会社、事務所建設業などの事業活動によって生じた事業ごみ。
- 新築、増築、改築などによって生じたゴミ。(請け負った業者に処理させるなど。)
- 引っ越しゴミ、畳の取り替え、日曜大工などによって生じた一時多量ゴミ。
- 法律に定める産業廃棄物(建築廃材、コンクリート破片、ガスボンベなど)などは業者に引き取ってもらって下さい。
- 家庭で使用されている注射針は、行きつけの病院で引き取ってもらうこと。



お問い合わせ先

多良間村役場 住民福祉課

79-2623